## はじめに

平成 I 3(2001)年、奈良県教育委員会は、同和教育の成果を引き継ぎ、様々な人権問題の解決と県民の人権意識の向上を図る人権教育を具体的に推進するため、「人権教育推進プラン(学校教育編)」を策定しました。翌 I 4(2002)年には、「同(社会教育編)」を策定しています。さらに、平成20(2008)年には、人権教育の推進を確固たるものとするため、「人権教育の推進についての基本方針」を策定しました。この中では、改めて人権教育の定義を行うとともに、

「人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し」、「すべての教育活動を通じて人権 教育を推進します」として、人権教育に積極的に取り組むという県教委の決意を示しました。 以後、本県においては、「基本方針」に則り、「推進プラン」に沿った人権教育の取組が進めら れています。

しかしながら、部落に対する差別意識は今なお根深く、部落差別は現在も存在しています。 また、性的マイノリティに対する人権問題、「いじめ」や貧困など子どもの人権に関わる問題、 ハラスメントや虐待・DVなどの人権侵害事象、さらには、孤独死や依存症など、人権に関す る課題は非常に多様化・複雑化し、これらに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が 急務となっています。

また、平成28(2016)年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった法整備が進められるとともに、本県においても、同年、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、平成3 I (2019)年、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されるなど、差別の解消に向けた教育の取組は一層強く求められています。

県教委は、このような社会状況を踏まえ、これまでの取組の成果を継承するとともに、「基本方針」に則った人権教育がより一層具体的に推進されるよう、「推進プラン」の改定を行いました。そこでは、教職員・保育者や社会教育関係者等にとって、また、学校や社会教育の場において必要とされる内容を具体的に示すことを目指してきました。

本「推進プラン」がすべての教職員・保育者や社会教育関係者に、人権教育の推進者、人権尊重社会の創造を牽引する者としての強い自覚をもって活用されることを期待します。

結びに、本「推進プラン」の改定に当たり、貴重なご意見をいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成31年3月25日

奈良県教育委員会

教育長 吉 田 育 弘

## 目 次

| はじめに                               |     |
|------------------------------------|-----|
| 1 「人権教育の推進についての基本方針」について           | 1   |
|                                    | 2   |
|                                    |     |
| (2) 人権教育を進める基本的な3つの視点              |     |
| 自己実現の視点                            |     |
| 共生の視点                              |     |
| 人間関係づくりの視点                         |     |
| 3 これまでの取組から                        | 5   |
| (1) 奈良県における人権教育                    |     |
| (2) これまでの取組において大切にされてきたこと          |     |
| 一人一人の暮らしの現実から教育課題を捉えること            |     |
| すべての子どもの教育を受ける権利・すべての人の学ぶ権利を保障すること |     |
| 学習を暮らしと結び、人権問題の解決と民主的な社会の実現を目指すこと  |     |
| 一人一人を生かす「集団づくり」を進めること              |     |
| 4 人権教育を推進する上での課題                   | 7   |
| 人権に対する意識の日常化                       |     |
| 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養              |     |
| 人権に照らした学習活動の充実                     |     |
| 自尊感情の醸成と集団づくり                      |     |
| 実践行動につながる人権学習の創造                   |     |
| 「地域に学ぶ」取組の推進                       |     |
| 参考「部落史の見直し」と教育内容の創造                |     |
| 5 人権教育の具体的な取組に向けて                  | 1 1 |
| (1)一人一人が大切にされる「場」づくり               |     |
| (2)教育の機会均等の保障                      |     |
| (3) 「人」について、「権利」についての学習            |     |
| (4)様々な人権問題についての学習                  |     |
| (5)出会いから対話・交流、そして互いの理解へ            |     |
| (6) 生涯にわたる学習を通した包摂の社会づくり           |     |
| (7) 資料等の充実、学校・家庭・地域の連携             |     |
| 6 一人一人が大切にされる教育を目指して               | 19  |
| 「基本方針」と「推進プラン」の関係図                 | 20  |
| 各種関係資料                             |     |